

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【特別償却制度の延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）の適用期間を 1 年間延長する。</li> </ul> <p>（関連条文） 租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号のハ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号のハ、第 68 条の 27、 同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	一百万円 （▲600 百万円の内数）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美群島の魅力と資源を活用し自立的経済社会構造に転換するため、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るためには、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保が必要。そのためには成長可能性が高い農業、情報サービス業等を始め、産業振興に資する事業活動を支援する必要がある。よって、本特例措置の適用期間を延長する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図る</p> <p>業績指標 201 奄美群島の総人口</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>・奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>・平成 25 年度まで、1 年延長</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○奄美群島の総人口 平成 20 年度末 122 千人 → 平成 25 年度末 114 千人</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 23 年度末時点の奄美群島の総人口は 118,082 人(対前年度比△1,421 人)であった。鹿児島県による平成 24 年 7 月 1 日現在の推計人口は 116 千人であり、前回要望時の目標値である平成 24 年度末 116 千人と同程度であるが、今回要望の目標値である平成 25 年度末総人口 114 千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>過去 5 箇年における製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る主な設備投資額(自治体ヒアリング)によると、年平均で 164,976 千円、1 件の適用が見込まれる。</p>
<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>		<p>過去 5 箇年の適用事例における効果をみると、設備投資の結果として 15 人の新規雇用を生んだ事例もある(企業へのアンケート)など、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会の拡充を図る上で大きく貢献することが見込まれる。</p>	

	相 当 性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	—
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人奄美群島振興開発基金による群島内事業者に対する保証及び融資</li> <li>・ 平成 24 年度奄美群島振興開発関係予算要求(国費) 18,409 百万円 うち、公共事業 17,656 百万円、非公共事業 753 百万円</li> <li>・ 平成 25 年度奄美群島振興開発関係予算要求(国費) 百万円 うち、公共事業 百万円、非公共事業 百万円</li> </ul>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>奄美群島の振興開発に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等が道路などの社会基盤を整備する公共事業や人材育成等を支援する非公共事業の実施に必要な経費として計上するものである。それに対して、税制特例措置は民間事業者を対象に、各種事業の立ち上げや、新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。</p> <p>税制特例措置は予算上の措置とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例措置と公共事業等の予算上の措置が、奄美群島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、奄美群島の自立的発展等に寄与するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制特例措置は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるものとして設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資を行った民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。なお、本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>本税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、奄美群島の振興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p> <p>なお、本制度は、平成 10 年度に創設されて以来、いくつかの改正を経て今日までに至っているところであるが、経済面での本土との格差が依然存在しており、産業の振興による地域経済社会の自立的経済社会構造への転換を推進するため、引き続き本税制による民間投資促進が必要である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用実績は、H21：1件（2.5百万円）、H22：1件（1.5百万円）、H23：3件（5.5百万円）となっている。</p> <p>平成24年度においては、過去に特別償却を利用した企業（製造業）が事業規模拡大を図るための施設の新設を予定しており、適用が見込まれている（自治体ヒアリング）。</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>過去5箇年の適用事例における効果をみると、設備投資の結果として15人の新規雇用を生んだ事例もある（企業へのアンケート）など、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会の拡充を図る上で大きく貢献している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>・奄美群島の総人口 平成20年度末 122千人 → 平成24年度末 116千人</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人（対前年度比△1,421人）であった。鹿児島県による平成24年7月1日現在の推計人口は116千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末116千人と同程度であるが、今回要望の目標値である平成25年度末総人口114千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長（機械等 12/100 建物等 7/100）</p> <p>平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成13年度 適用期限の3年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超）</p> <p>平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外）</p> <p>平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> <p>平成18年度 適用期限の1年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超）</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）</p>	